

社内預金保全のための保証に関する約定書

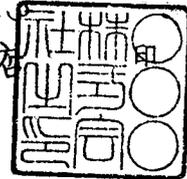
印紙

平成〇年 〇月 〇日

会社(甲)住所 東京都港区南青山〇-〇-〇
氏名又は名称 鈴木商事株式会社



銀行(乙)住所 東京都港区赤坂1-10-4
名称 株式会社赤坂信用金庫本店



労働者(丙) 別冊労働者名簿記載の各労働者

代理人(丁)住所 東京都港区南青山〇-〇-〇
氏名 鈴木商事株式会社労働組合
執行委員長 井上忠晴



甲と丙との間における貯蓄金管理に関する協定に基づき、甲が丙に対し負担する貯蓄金の元金の払戻債務の履行を確保するため、貸金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第3条に規定する保全措置として、乙が甲と連帯して当該債務の履行を丙に対して保証するにつき、甲、乙、丙及び丁は、下記の条項を締約する。

記

第1条 丙は、次の事項につき丁に委任し、丁が丙を代理して行うことを認める。

- (1) 丙が甲に対して有する貯蓄金の元金の払戻請求権の保全のために行う保証契約の締結
- (2) 本約定書正本の保管
- (3) 保証債務の請求に関する手続及び保証債務の履行による金銭の受領
- (4) 副代理人の選任
- (5) 前各号に付帯するいっさいの行為

2 代理人に変更があったときは、甲及び新・旧代理人(丁)は、連署の上、乙所定の書面により遅滞なくその旨を乙に届け出ることとする。

第2条 乙は、甲の依頼により、甲が丙に対して負担する貯蓄金の元金の払戻債務につき、それぞれ別冊労働者名簿の保証極度額の欄に記載された預金残額を限度として、丙に対して甲と連帯して当該債務の履行の責を負うこととする。

第3条 前条の保証債務の履行の請求は、甲が次の各号のいずれかに該当したときにのみ行うことができることとする。

- (1) 支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 貸金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和51年政令第169号)第2条第1項第5号に規定する認定の申請が受理されたとき。

2 甲及び丁は、甲が前項の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、乙に通知することとする。